

こうち労政情報

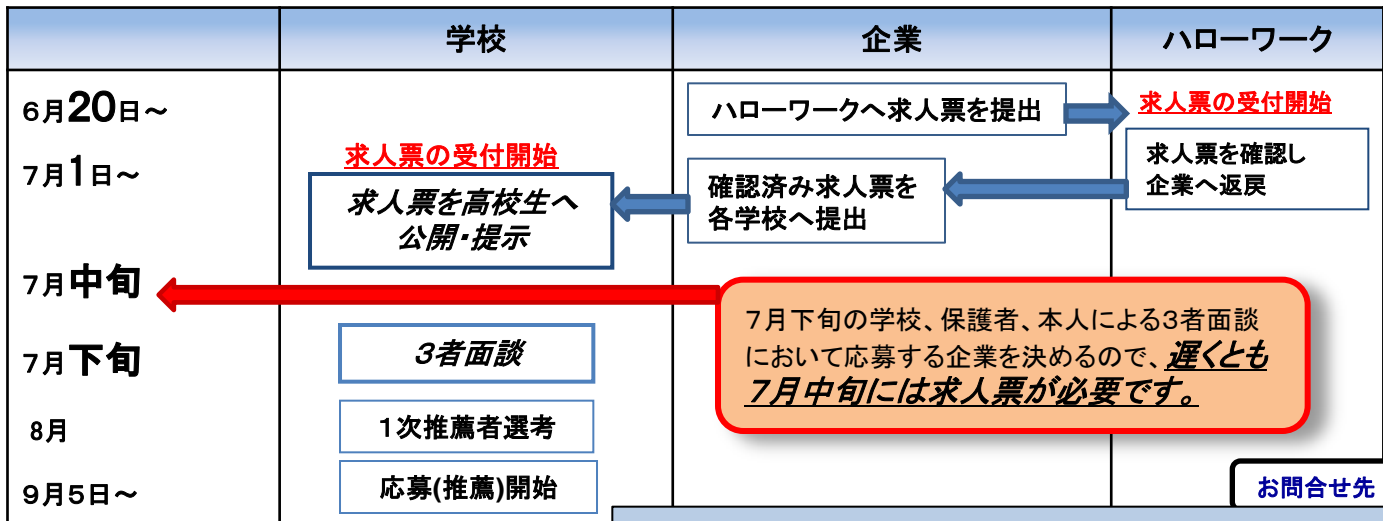
飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

2016年
6月号

求人票の早期提出のお願い

新規高等学校卒業予定者の採用に当たっては、下記の日程等のルールが定められています。

平成28年7月中旬までに求人票を提出いただければ、進路選択の幅が広がり、県内就職者の増加や地域の定住者増につながります。そのために「求人票」の早期提出(6月20日(月)~)にご協力をお願いします。



お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 就業支援担当 電話:088-823-9766

子育てにやさしい「高知県次世代育成支援企業」新規認証のご紹介

県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。

平成28年5月27日に次の4社の認証式を行いましたので、ご紹介します。



【認証番号】会社名等

取組内容

【180】
大一設備株式会社
高知市大膳町6-2

- ◆法を上回る看護休暇制度があり、1年につき子が1人の場合5日、2人以上の場合は10日まで半日単位で取得できる。
- ◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮措置あり。小学校就学の始期まで取得可。
- ◆妻の出産時に特別休暇1日取得可。



(株)高知丸高
取締役 高野様



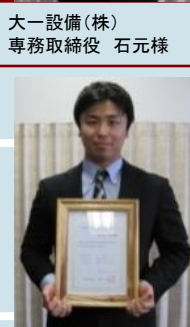
大一設備(株)
専務取締役 石元様

【181】
株式会社高知丸高
高知市薊野南町28-2

- ◆時間単位で取得可能な年次有給休暇制度があり、1年につき5日の範囲内で取得できる。
- ◆妻の出産時に3日間の特別休暇(有給)を取得可。



(有)カリヤテント
業務部 橋村様



(株)西部建設
代表取締役 古味様

【182】
株式会社西部建設
吾川郡仁淀川町長者丁3459

- ◆法を上回る看護休暇制度があり、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、子の人数に関係なく1年につき10日まで取得できる。
- ◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。
- ◆妻の出産時に2日間の特別休暇を(有給)取得可。

【183】
有限会社カリヤテント
土佐市波介1878-1

- ◆半日単位で取得可能な年次有給休暇制度がある。
- ◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮措置あり。小学校就学の始期まで取得可。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話:088-823-9763

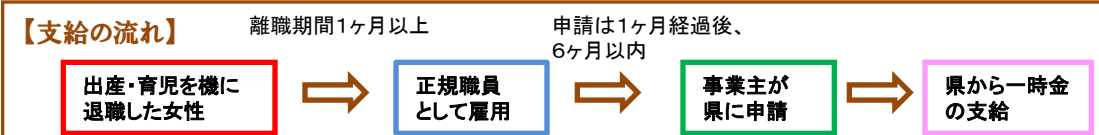
高知県次世代

検索

1人雇用につき
200,000円

1. 補助事業内容

出産や育児を機に退職した女性を正規職員として雇用した事業主に対して、予算の範囲内において一時金を支給します。



2. 対象となる事業主

- 県内に事業所を有すること。
- 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や多様な労働条件の整備などに取り組むための計画（一般事業主行動計画）を策定し労働局へ届け出ている、または、優良な子育てサポート企業として厚生労働大臣から特例認定（プラチナくるみん認定）を受けていること。
- 3の対象となる女性を新たに正規職員として雇用していること。

3. 対象となる女性

- 県内に在住していること
- 出産や育児を機に退職し、正規職員として雇用された日において小学6年生以下の末子を養育していること。
- 1ヶ月以上の離職期間を空けて正規職員として雇用されていること。（ただし、一定の要件を満たせば、非正規職員として雇い入れられ、引き続き正規職員となる場合も対象となります。）
- 事業所の代表者または役員、取締役等の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）でないこと。

お問合せ先 高知県雇用労働政策課
TEL: 088-823-9763

職業訓練の受講を
希望する保護者の皆様へ

お子様お預かりします！

無料！

お父さん・お母さんが職業訓練を受けている間、無料で子どもさんをお預かりする制度を実施しています。どうぞお気軽にご利用ください。

【対象児】 0歳～就学前

【料 金】 無料 ※おむつやミルクについては持ち込みとなります

【時 間】 月曜～金曜 8:30～17:30

【利用対象者】

職業訓練の受講によって、当該児童を保育することができない方で、同居親族その他の方が児童を保育できない方

【対象とする訓練】

- ・県が専修学校等に委託して実施する委託訓練(2年間のコースは除く)
- ・求職者支援訓練
- ・介護労働安定センターが実施する離職者向けの職業訓練

【託児先】

Kid's Room いるかのジャンプ
高知市新本町2-17-3 沢田コーポ102
TEL: 088-879-7007

お申込み・お問合せ先
高知県雇用労働政策課
TEL: 088-823-9765

労務改善 Q&A

<No.21>

Q. 退職金の支給について

当社では、一定の年数以上勤務した従業員が退職する場合に限り退職金を支給していますが、問題ないでしょうか。また、退職金の支給が事業主に義務付けられる場合があると聞いたのですが、それはどのような場合でしょうか。

A. 就業規則等に定めがある場合と支給の慣行が確立している場合に支給義務を負うことになります。

退職金は法律上、支給しなければならないものではありませんので、一定の者にのみ支給することもできます。ただし、一定の基準により退職金を支給するということであれば、退職金について就業規則で定める必要があります。

一方、就業規則や労働協約等に支給条件が明確に定められていれば、事業主に退職金の支給義務が生じます。また、就業規則等に定めがなくても、明確な基準に基づき退職金が支給されており、慣行として確立していれば支給義務が生じます。支給義務がある場合に退職金を支払わないと、労働基準法違反となりますので、ご注意ください。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！

